平成２６年（フ）第４９５号
神奈川県平塚市中原１丁目19番４号　富士見ハイツ104号、前住所神奈川県平塚市中原１丁目９番23―207号　コーポビオラセア
債務者　清水　誠子
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４９９号
神奈川県伊勢原市伊勢原１丁目７番27号
債務者　假屋瀬圭伯
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１４１３１号
神奈川県横浜市旭区今宿西町288―２　今宿西ビル３階、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市旭区今宿西町474番地１　アヴァンサール21―204
破産者　株式会社東日本スリーエス
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１３２号
神奈川県横浜市旭区今宿西町474―１　アヴァンサール21―204
破産者　山本　英樹
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５８７号
東京都八王子市二分方町486番地１
破産者　明光運輸株式会社
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５８８号
東京都八王子市東浅川町183―１―202
破産者　田中　　優
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３１５号
神奈川県横浜市都筑区折本町1144番地４―205
破産者　株式会社イトシマサービス
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３１６号
神奈川県川崎市宮前区小台２丁目23―12―102、開始決定時の住所神奈川県横浜市都筑区折本町1144―４―205
破産者　岡本　敏春
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３７９号
埼玉県草加市金明町901―２―101
破産者　浦　　忍
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６１１１号
宮城県登米市中田町石森字蓬田245番地
破産者　宮城マイクロリサーチ株式会社
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６１１２号
東京都青梅市柚木町２丁目477―２
破産者　山本　　篤
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２４５号
東京都中央区日本橋小伝馬町６番１号
破産者　株式会社クリエイティブツアーズ
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２４６号
東京都江東区南砂２丁目３－７―705
破産者　岡田　勝美
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４９６号
埼玉県加須市東栄１丁目３―15
破産者　蓮見　光男
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６５０号
東京都板橋区常盤台１丁目39番10号
破産者　有限会社スズキ貴金属
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７００８号
東京都大田区池上８丁目１番２号
破産者　株式会社井上興業
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７００９号
東京都八王子市四谷町613―５　共立リライアンス四谷ＶＡ306
破産者　井上　秀一
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５５２号
東京都葛飾区奥戸１丁目28―５　第２グリーンハイツ奥戸202
破産者　櫻井　　道
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２００号
鹿児島県指宿市湯の浜４丁目13―13
破産者　亀之園　梢
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２０４号
東京都大田区南馬込２丁目１―８
破産者　池田　雅紀
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部